農村地域への産業の導入に関する基本方針

農村地域への産業の導入については、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第３条第１項の基本方針に即して、計画的に工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入の促進を図ってきた。

この結果、昭和46年の制度発足以降これまでに多くの農村地域で工業等の導入が行われ、農業と工業等との均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。しかしながら、今日、農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中にあって、農村を振興するため、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、新たな就業機会が確保されなければ農村から流出することが懸念されるような者や、就業機会が確保されれば都市から農村に流入することが期待される者等に対し、農業以外の選択肢を用意することにより、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。

一方、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等の就業者数のウエイトが低下しているところであり、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、今般、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号。以下「一部改正法」という。）が制定され、産業の業種に係る法律上の限定を廃止し、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）との均衡ある発展が図られる業種を、本基本方針や都道府県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとした。

今後は、一部改正法による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、農村地域の様々な農業者や地域住民が、地域で住み続けられるよう農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の選択肢を用意することで、担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めると同時に、魅力ある農村づくりを進めていく必要がある。

このため、平成33年度を目標年次として、次の方針により農村地域への産業の導入の促進等の措置を講ずるものとする。

１　農村地域への産業の導入の目標

⑴　農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

⑵　導入産業の業種については、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要である。なお、導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれる。

この場合において、雇用の実現見通し等の地域の実情を踏まえるとともに、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、環境保全に配慮する。

また、農村全体の雇用の確保と所得の向上を図る上で、農村地域の就業の場として、農家レストランや農泊等の農村に賦存する地域資源を活用した産業の立地・導入は極めて重要であり、特に積極的な導入の促進に配慮する。

⑶　産業の立地については、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行った結果、当該地域の実施計画に定める産業導入地区において行われるよう誘導することとし、各種の土地利用計画との調整の方針等について、基本計画において具体的に記載することとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

また、市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者に適切に開示することが望ましい。

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、市町村が産業導入地区の区域を設定する際に行うべき調整について、下記の考え方に基づく具体的な方針を、基本計画において、地域の実情を踏まえて定めることとする。

ア　農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

イ　周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

・　集団的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる

・　小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

ウ　面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

エ　面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

オ　農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第８条第２項第１号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

⑷　既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

⑸　労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。